

釣竿の表示に関する公正競争規約

施行日：平成27年12月9日

変更後	変更前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、釣竿の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド（竹を主材料として製造した釣竿を除く。）であって、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において定めるものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、釣竿を製造して販売する事業者、輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 （同左）</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド（竹を主材料として製造した釣竿を除く。）であって、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において定めるものをいう。</p> <p>2、3 （同左）</p>

変更後	変更前
<p>(釣竿の必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名</p> <p>(2) 釣竿の使用材料別名称表示</p> <p>(3) 使用材料</p> <p>(4) 規格</p> <p>① 全長</p> <p>② 自重</p> <p>③ 仕舞寸法</p> <p>④ 継数</p> <p>⑤ 先径</p> <p>⑥ 元径</p> <p>⑦ 錘負荷</p> <p>(5) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(6) 原産国名</p> <p>(7) 組立てを行った国名(原産国と異なる場合に限る。)</p> <p>(8) 安全使用に関する注意事項</p> <p>(カタログの必要表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 種別及び品名</p> <p>(3) 規格</p> <p>(4) 保証書を添付している場合はその旨</p> <p>(5) カタログの作成時期</p> <p>(6) カタログの内容についての問合せ先</p> <p>(7) 安全使用に関する注意事項</p>	<p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りように一括して表示しなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>(1) 釣竿の使用材料別名称表示</p> <p>(2) 使用材料</p> <p>(3) 規格</p> <p>① 長さ</p> <p>②～⑦ (同左)</p> <p>(4) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(5) 原産国名</p> <p>←新設</p> <p>(6) 安全使用に関する注意事項</p> <p>(カタログの必要表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りように表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p>

変更後	変更前
<p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第5条 事業者は、釣竿の品質、性能等に関し、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 永久を意味する用語 「永久」、「永遠」、「絶対に折れない」等永久に持続することを意味する用語は使用できない。</p> <p>(2) 完全を意味する用語 「完全」、「完ペキ」、「パーフェクト」、「絶対的」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用することができない。</p> <p>(3) 安全を意味する用語 「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用することができない。</p> <p>(4) 最上級を意味する用語 「最高」、「最高級」、「超」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。</p> <p>(5) 優位性を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「いちばん」、「トップでゆく」、「他の追随を許さない」、「抜群」、「画期的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。</p>	<p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>(1)～(5) (同左)</p>

変更後	変更前
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第6条 事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によって表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 写真、イラスト</p> <p>写真又はイラストを新聞、雑誌に表示する場合は、種別及び品名を表示するほか、できる限り具体的な説明を記載する。</p> <p>(2) 競争銘柄との比較表示</p> <p>ア 品質、性能、取引条件等について他社製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示する。</p> <p>イ 自社既往製品との比較表示をする場合は、自社製品であること及び比較の対象となる品名を明示する。</p> <p>(3) 賞、推奨等を受けた旨を表示する場合には、これらを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称を表示するものとし、更に賞については、授賞した展示会等の名称を表示するものとする。</p>	<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第6条 事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によつて表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>

変更後	変更前
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、釣竿に関して次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第3条から第6条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿について受けたものであると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示</p> <p>第8条 (削除)</p>	<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>(1) 第3条から第6条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(2) 釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(3) 原産国について誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(4) 客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(5) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(6) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿について受けたものであると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(7) 製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示。</p> <p>第8条 (同左)</p>

変更後	変更前
<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第9条 この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体を もって 構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。</p> <p>(4) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査に関すること。</p> <p>(6) この規約に違反した者に対する措置に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p>	<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第9条 この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体を もって 構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第10条 (同左)</p> <p>(1)～(10) (同左)</p>

変更後	変更前
<p>(違反に対する調査)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p>	<p>(違反に対する調査)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書もつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p>
<p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為、又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書もつて消費者庁長官に報告するものとする。</p>	<p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定又は第14条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行つた事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為、又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書もつて警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書もつて消費者庁長官に報告するものとする。</p>

変更後	変更前
<p>(違反に対する決定)</p> <p>第13条 公正取引協議会は、第11条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p>	<p>(違反に対する決定)</p> <p>第13条 (同左)</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p>
<p>(規則の制定)</p> <p>第14条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>3 公正取引協議会は、規約及び第1項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則及び運営要領を定めることができる。この細則又は運営要領を定め、変更し、又は廃止したときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。</p>	<p>(規則の制定)</p> <p>第14条 (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p>

附則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日（平成25年12月9日）から2年を経過した日から施行する。

2 この規約の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。